

# 令和6年度 横手市特定公共賃貸住宅入居案内(概要版)

特定公共賃貸住宅（特公賃）は、公営住宅法に基づき自治体が整備し管理運営する中堅所得者向けの賃貸住宅です。民間の賃貸住宅並みの家賃となるため、公営住宅に比べて家賃は高めです。申込みには下記の「入居資格」を満たす必要があります。

## 1. 主な入居資格

- ① 同居親族がいること（ただし、少人数世帯向け住宅（特定西野住宅の一部）は単身での入居が可能です）
- ② みずから居住するために住宅を必要としていること
- ③ 所得が中位（所得月額48万7千円以下）であること（所得月額15万8千円未満の場合は若年層など将来所得の上昇が見込まれること）  
※所得は申し込み時点で最新の所得証明等により確認しますのでご相談ください。
- ④ 税金の滞納がないこと
- ⑤ 連帯保証人2名を準備できること（下記参照）
- ⑥ 申込者および同居者が暴力団（※）でないこと  
※『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第6号に規定する暴力団員

## 2. 申込みに必要な書類

- ① 特定公共賃貸住宅入居申込書（窓口でお渡しします）
- ② 入居予定者（申込者および同居者）の**世帯全員の住民票**  
※住民票（一部）は不可 ※本籍・筆頭者、世帯主・続柄等が記載されたもの
- ③ 入居予定者（申込者および同居者）の**令和5年度（令和4年分）所得証明書（課税証明書）**  
※収入額、所得額、課税額等が記載されたもの
- ④ 申込者の**令和5年度納税証明書**
- ⑤ 予定連帯保証人申出書（窓口でお渡しします）
- ⑥ その他必要に応じて提出する書類（詳しくはお問い合わせください）  
例）・婚約中の場合・・・婚姻予定証明書  
・申込者が未成年の場合・・・法定代理人（親権者）の同意書  
・母子、父子家庭の場合・・・戸籍謄本 等

## 3. 入居時の注意事項（主なもの）

- ・ 連帯保証人2名が必要です。  
※親族または県内に住所を有する方で、おおむね200万円以上の年間所得があること  
※極度額40万円
- ・ 敷金（家賃の3ヶ月分）の納入が必要です。
- ・ 家賃は毎年の収入状況等により変動します（特定西野住宅を除く）。
- ・ 入居後は速やかに住所変更の手続きをし、世帯全員の住民票を提出してください。
- ・ 以下の場合には退去をお願いすることがあります。  
※家賃を3ヶ月以上滞納した場合、近隣への迷惑行為等があった場合 等
- ・ ペットの飼育および住宅の増改築行為は禁止です。

【お問い合わせ】

横手市営住宅サービスセンター（電話0182-23-5073）